

原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、福井県診療放射線技師会、三重県診療放射線技師会、滋賀県放射線技師会、京都府放射線技師会、大阪府放射線技師会、兵庫県放射線技師会、奈良県放射線技師会、和歌山県放射線技師会、鳥取県診療放射線技師会及び徳島県診療放射線技師会（以下「府県放射線技師会」という。）並びに日本診療放射線技師会は、原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する相互の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会が相互に協力して、原子力災害時の汚染スクリーニング等を円滑に実施することにより、住民等の放射線被ばくを防止し、住民等の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 府県は、原子力災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、府県放射線技師会に対し協力を要請するものとし、府県放射線技師会は、可能な限りこの要請に応じる。

- 2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、その暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。
- 3 府県は、原子力災害時において、府県放射線技師会に対し協力を要請したときは、本協定に基づくものか否かに関わらず、広域連合に対しその旨を報告する。
- 4 府県は、他の府県の放射線技師会に対し協力を要請する必要があるときは、広域連合に対し他の府県との調整を要請することができる。
- 5 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に通知するとともに、日本診療放射線技師会に府県放射線技師会に対する支援及び府県放射線技師会間の調整を要請する。なお、広域連合が行う他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。
- 6 応援府県は、前項の通知を受けたときは、当該府県の放射線技師会に対し協力を要請する。
- 7 第1項後段及び第2項の規定は、前項の場合及び第5項により日本診療放射線技師会に要請する場合に準用する。

(業務内容)

第3条 この協定により府県が府県放射線技師会に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 住民等の汚染スクリーニング及び除染業務の指導並びに実施
- (2) 放射線に関する専門的見地からの助言
- (3) 医療現場における患者及び医療従事者の放射線被ばくの防止に関する業務
- (4) その他住民等の放射線被ばくの防止に関する業務

(協力事項)

第4条 府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会は、前条の業務を円滑に実施するため、連絡担当者を定め、平時より相互に情報の共有に努めるとともに、次の事項について相互に協力して実施するよう努める。

- (1) 原子力災害時の汚染スクリーニング及び除染に備えた人材育成
- (2) 住民等に対する放射線被ばくに関する知識の普及
- (3) その他協定の目的の実現に資すること

(費用負担)

第5条 第2条の規定により、府県放射線技師会が実施した業務に要した費用は、要請を行った府県（以下、「要請府県」という。）が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請府県と府県放射線技師会が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 府県放射線技師会は、業務の終了後、当該業務に要した前項の費用について要請府県に請求する。

2 要請府県は、前項の請求があったときは、内容を確認し、当該府県の規定により、その費用を府県放射線技師会に支払う。

(従事者の災害補償)

第7条 この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した府県放射線技師会の会員が、負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、府県は、次に掲げる場合を除き、当該府県の規定に準じて、その損害を補償する。

- (1) 当該損害が業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、府県放射線技師会及びその会員が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(支援体制の整備)

第8条 府県放射線技師会は、原子力災害時における広域的な連携を確保するため、広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努める。

(協力会員名簿の提出)

第9条 府県放射線技師会は、その会員の名簿と所有する機材の一覧を毎年度1回、府県及び広域連合に提出する。

(個別協定との関係)

第10条 この協定は、府県が放射線被ばくの防止に関して、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会と個別に締結している協定(この協定の適用日以降に締結するものを含む)の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会のいずれからも改廃の申し出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三日月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人福井県診療放射線技師会

会長 福 島 哲 弥

一般社団法人三重県診療放射線技師会

会長 山 田 隆 憲

公益社団法人滋賀県放射線技師会

会長 松 井 久 男

公益社団法人京都府放射線技師会

会長 轟 英 彦

公益社団法人大阪府放射線技師会

会長 牧 島 展 海

公益社団法人兵庫県放射線技師会

会長 清 水 操

公益社団法人奈良県放射線技師会

会長 高 嶋 敏 光

一般社団法人和歌山県放射線技師会

会長 川 合 久 之

一般社団法人鳥取県診療放射線技師会

会長 大 久 保 誠

一般社団法人徳島県診療放射線技師会

会長 藤 原 良 介

公益社団法人日本診療放射線技師会

会長 中 澤 靖 夫